春のけんこう

都薬国保

令和5年5月
第170号

理事長挨拶、東京都薬剤師会髙橋副会長挨拶 …… 2
第23期組合会議員、役員が決まりました …… 3
令和5年度歳入歳出予算と事業計画…… 4
社会保険適用除外の手続きについて…… 9
新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給、
保険料減免の終了について …… 9
出産育児一時金の額が変更になりました…… 9
人間ドック補助について …… 10
簡易がん検診（郵送）の実施について …… 10
特定健診・特定保健指導の実施、
事業者健診結果データ提供のお願い …… 11
国保温泉センターの割引利用券を配布します …… 11
契約温泉施設（国保温泉センター）一覧表…… 12

東京都薬剤師国民健康保険組合　https://www.toyakukokuho.jp/

理事長挨拶

東京都薬剤師国民健康保険組合理事長　伊賀　光政

今期の理事長を仰せつかった伊賀です。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、令和5年から7年にかけては大きな変革の年になります。電子処方箋の運用推進が叫ばれていますが、運用は開始されたが、そのほとんどは薬局であります。システム改修の事前申請は４０，４１２施設だそうですが、導入が進んでいない。その理由としては、①オンライン資格確認の導入対応等でシステムベンダーがひっ迫していること、②電子署名に必要なＨＰＫ－カードが届いていないことがあるようです。今後は、9月以降にはシステムベンダーの余力が出てくるので普及拡大を加速化するとしていて、令和7年3月末までに概ね全ての医療機関・薬局への導入を目指すようです。このような背景には、社会保障審議会介護保険部会で介護保険証についてもマイナカードで統合する方向性が示されたこと、自民党の全世代型社会保障特命委員会と社会保障制度調査会で、令和6年度の医療・介護・障害福祉の報酬同時改定は物価高と賃上げの対応如何によるとしていることがあるようです。さて、第8次医療計画の策定では、従来の5疾病・5事業及び在宅医療に新興感染症対応が加わる模様であります。このような変革期にあたり、議員の皆様には、どうか、規制改革会議や骨太の方針など国の情報を良く周知していただき、組合員の皆様にご報告し、ご支援をいただきたく思います。この3年間、一致団結してご協力の程をお願い申し上げます。（3月15日、組合会での挨拶要旨）

第64回通常組合会における来賓挨拶（要旨）

東京都薬剤師会副会長　髙橋　正夫様

マイナンバーカードの保険証がわりの導入であったり、電子処方箋のこれからの進捗状況であったり、薬局の事業としては組合にかかわるいろいろな状況が変わってきております。薬局の立場で言いますと、処方箋を受け取って調剤をしなければいけないが、電子処方箋が来るかどうか分からなくても設備を入れておかなくてはならないという非常につらい立場にあります。導入につきましても国の補助がいろいろ出ているようではあるが、その後のランニングコストやその他のことを考えますと、保険薬局にとって大きな負担。実際、その後どうなっていくか分からない状況の中での対応でもありますので、東京都薬剤師会としては、東京都あるいは日本薬剤師会に申し入れて、国と調整をさせていただきたいと考えている。

それから新型コロナがようやく収まってきたように見えているが、完全に収束したわけではありません。我々の薬局には患者さんが来ているわけで、マスクを取る、取らないという話もあり、微妙な部分が多いと思います。中には初めからマスクをしたがらない方がずっといたのも事実ですので、対応の難しいことが出てくるかと思いますが、しっかり対応していただければと思います。

新型コロナの中で非常に気になっていることですが、薬剤師のどのぐらいの人が感染したのかデータがとれない状況であります。国民健康保険組合というと、社会保険のほうに引っ張られて、どんどん人数が減ってきている状況ですが、「薬剤師」と分かる健康保険の使い方というのは、実は都薬国保でしか分からない。このあと、理事長とも相談してデータを戴けたらありがたい。これからも連携を密にしていろいろな施策に対応していきたい。

第23期組合会議員、役員が決まりました

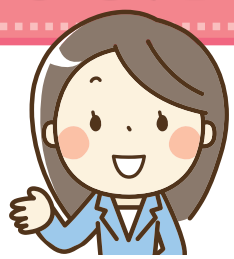

地域薬剤師会をはじめ皆様のご協力をいただき、無事に第23期組合会議員選挙を終えることができました。誠にありがとうございました。2月1日、第101回臨時組合会を開催し、議長に折原 惇氏、副議長に待井 啓子氏を互選するとともに、今後3年間の組合運営を担う新役員を選任しました。

1 第23期組合会議員

●議長 ●副議長

任期 令和5年1月20日から令和8年1月19日まで

	選挙区	地域薬剤師会	議員氏名
1	千代田区	千代田区薬剤師会	増渕　英寿
2	中央区	日本橋薬剤師会 京橋薬剤師会	小幡　修一
3	港区	港区薬剤師会	北村　兼一
4	新宿区	新宿区薬剤師会	●折原　惇
5			荻堂　博
6	文京区	文京区薬剤師会	川又　靖則
7	台東区	下谷薬剤師会	山村　和子
8		浅草薬剤師会	●待井啓子
9	墨田区	墨田区薬剤師会	伊藤陽一郎
10	江東区	江東区薬剤師会	松田　祐一
11	品川区	品川区薬剤師会	川﨑隆一郎
12			中村　峰治
13	大田区	大田区薬剤師会	山本　整一
14			小野　稔
15	目黒区	目黒区薬剤師会	吉田　俊一
16	世田谷区	世田谷薬剤師会	黄川田　稔
17		玉川砧薬剤師会	小林　百代
18	渋谷区	渋谷区薬剤師会	野本　幸治
19	中野区	中野区薬剤師会	川村　洋介
20	杉並区	杉並区薬剤師会	中村　正則
21	豊島区	豊島区薬剤師会	藤平　健
22	北区	北区薬剤師会	松永みゆき
23	荒川区	荒川区薬剤師会	藤代　祐治
24	板橋区	板橋区薬剤師会	岡田太貴郎
25	練馬区	練馬区薬剤師会	関口　博通
26	足立区	足立区薬剤師会	藤田　義人
27	葛飾区	葛飾区薬剤師会	秋山宗一郎
28	江戸川区	江戸川区薬剤師会	篠原　昭典
29	八南 西多摩区	西多摩薬剤師会 八王子薬剤師会 南多摩薬剤師会 町田市薬剤師会	山田　哲道
30	武蔵野 北多摩区	府中市薬剤師会、調布市薬剤師会、狛江市薬剤師会、小金井市薬剤師会、国分寺市薬剤師会、北多摩薬剤師会、立川市薬剤師会、昭島市薬剤師会、国立市薬剤師会、東大和市薬剤師会、武蔵村山市薬剤師会、武蔵野市薬剤師会、三鷹市薬剤師会、西武薬剤師会、西東京市薬剤師会、小平市薬剤師会、東久留米市薬剤師会、清瀬市薬剤師会、東村山市薬剤師会	大西　義雄
31			村松　愛
組合会議員定数			31

2 役員（理事・監事）

任期 令和5年2月5日から令和8年2月4日まで

理事	理事長	伊賀　光政
理事	副理事長	髙橋　秀徳
理事	常務理事 コンプライアンス担当理事兼務	塚原　俊夫
理事	総務担当	岩浪　登
理事	総務担当	米澤　一郎
理事	会計担当	前納　秀夫
理事	会計担当	田中　敏郎
理事	会計担当	高橋　賢
理事	保健事業担当	濵野　明子
理事	保健事業担当	福澤　顕一
理事	保健事業担当	手塚　幹子
監事		新井　裕美
監事		中畔　秀泰

令和5年度歳入歳出予算と事業計画

令和5年度保険料は改定しません

3月15日、第64回通常組合会を開催し、令和5年度歳入歳出予算、事業計画を議決していただきました。

令和5年の薬価改定では薬剤費3，100億円の削減が見込まれ、薬局の経営が一層厳しさを増している中、経営者の高齢化、後継者難などによる廃業やM＆A等によって国保組合を脱退される方もあり、さらに加えて、制度的な制約により被保険者数が減少せざるを得ない面があるため、国保組合の運営は一層厳しくなっています。また、超高額薬や継続的に服用が必要な高額薬が保険適用されると、保険者負担額が相当な額に上るという懸念材料もあります。

一方、国の動きとして、全世代型社会保障構築会議報告では、①勤労者皆保険の実現に向けて、短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃、②個人事業所の非適用業種の解消、③週労働時間20時間未満の短時間労働者への適用拡大などが打ち出されており、国保組合の存亡にかかわるような制度改正が見込まれています。このような厳しい状況下ではありますが、令和5年度予算編成に当たっては、次のような方針で臨みました。

1 保険料を改定しない。
2 事業主と従業員の利益の調和を図った保健事業の見直しを図る。なお、人間ドック補助事業は、被保険者の健康管理と医療費削減を目指した見直しを行う。
3 産前産後休業期間中の保険料免除は、令和6年1月から制度創設という国の動向を踏まえて、必要に応じて見直しを行う。

なお、国が出産育児一時金を令和5年4月から50万円（産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合）に引き上げることとしたのに伴い、当組合も組合規約を改正し、4月から施行しました。

また、新型コロナに係る傷病手当金の支給は対象期間を令和5年5月7日まで、新型コロナに係る保険料の減免は令和4年度分保険料までを対象とします。

保健事業では、令和5年度から、40歳以上の方を対象にした「節目健診」として、人間ドック補助を開始します。

これに伴って、75歳以上の組合員を対象にした人間ドック補助事業を廃止します。

また、令和5年度の「健康ウォーキング事業」は中止します。

令和5年度歳入歳出予算

（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

歳入

（単位：千円）

科目 項	令和5年度当初予算額 A	令和4年度当初予算額 B	比較増(△)減 A-B	構成比 (%)
国民健康保険料	1,430,221	1,485,470	△55,249	60.6
使用料及手数料	1	1	0	0.0
国庫支出金	273,773	293,430	△19,657	11.6
前期高齢者交付金	2	2	0	0.0
都支出金	59,296	59,426	△130	2.5
共同事業交付金	75,990	75,349	641	3.2
財産収入	41	37	4	0.0
寄付金	1	1	0	0.0
繰入金	1	1	0	0.0
繰越金	514,357	454,939	59,418	21.8
諸収入	5,737	5,562	175	0.2
歳入合計	**2,359,420**	**2,374,218**	**△14,798**	**100**

歳出

（単位：千円）

科目 項	令和5年度当初予算額 A	令和4年度当初予算額 B	比較増(△)減 A-B	構成比 (%)
組合会費	2,513	2,751	△238	0.1
総務費	93,561	116,440	△22,879	4.0
保険給付費	1,255,605	1,357,408	△101,803	53.2
療養諸費	1,122,097	1,216,870	△94,773	47.6
高額療養費	99,501	109,630	△10,129	4.2
その他	34,007	30,908	3,099	1.4
後期高齢者支援金等	333,365	313,036	20,329	14.1
前期高齢者納付金等	165,478	126,355	39,123	7.0
介護納付金	177,304	183,452	△6,148	7.5
共同事業拠出金等	106,222	92,021	14,201	4.5
保健事業費	36,833	37,722	△889	1.6
特定健康診査等事業費	10,777	14,380	△3,603	0.5
保健事業費	26,056	23,342	2,714	1.1
積立金	40	36	4	0.0
諸支出金	30,051	30,051	0	1.3
予備費	158,448	114,946	43,502	6.7
歳出合計	**2,359,420**	**2,374,218**	**△14,798**	**100**

令和5年度歳入予算

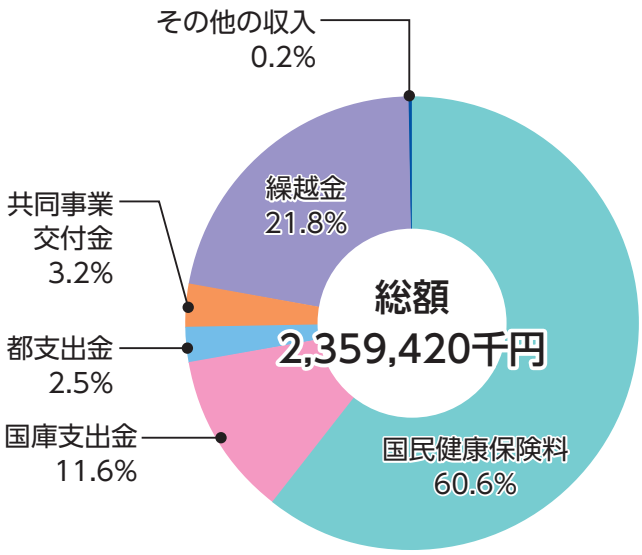

令和5年度歳出予算

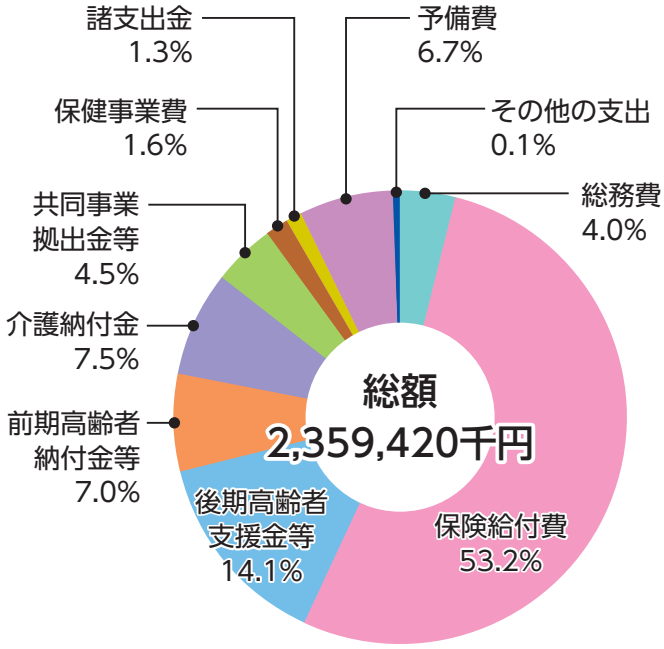

令和5年度事業計画

1 被保険者数(年度平均)

(単位:人)

区分		令和5年度予算規模	令和4年度予算規模	増(△)減	令和3年度実績
事業主組合員		543	602	△59	617
特例組合員		70	67	3	61
従業員組合員	薬剤師	1,902	1,924	△22	2,022
	その他	1,295	1,346	△51	1,377
家　族	未就学児	224	243	△19	231
	その他の家族	1,155	1,215	△60	1,279
被保険者計		**5,189**	**5,397**	**△208**	**5,587**
後期高齢者組合員		171	151	20	152
特定被保険者(再掲)		3,982	4,041	△59	4,171
介護保険該当者(再掲)		2,588	2,582	6	2,660
前期高齢者(再掲)		609	644	△35	662

2 保険料賦課額(月額)

(単位:円)

区分		保険料合計	内訳		介護保険料分
			医療分	後期高齢者支援金分	
事業主組合員		29,500	26,000	3,500	4,800
特例組合員		19,500	16,000	3,500	4,800
従業員組合員	薬剤師	25,000	21,500	3,500	4,800
	その他	19,500	16,000	3,500	4,800
家　族	未就学児	9,500	6,000	3,500	
	その他の家族	12,500	9,000	3,500	4,800
後期高齢者組合員		2,500			

◎40歳以上の介護保険第2号該当者は、保険料合計額に介護保険料分の額を加算した額になります。
◎後期高齢者支援金分は、組合(保険者)として後期高齢者支援金を拠出するための費用として全ての被保険者に賦課しています。

3 療養の給付

区　　分	給付割合
70歳以上75歳未満の前期高齢者	8割(現役並み所得者は7割)
小学校就学前の乳幼児	8割
その他の被保険者	7割

なお、令和5年4月1日以降の出産については、出産育児一時金として48万8千円(産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合には1万2千円を加算)を支給します。

4 保健事業

①特定健診、特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防事業等　従来通り、対象者に通知します。

②簡易がん検診（郵送方式）　従来通り実施します。

種　別	被保険者の対象年齢等	受診可能頻度
大腸がん検診	20歳以上	毎年度
子宮頸がん検診	20歳以上（女性）	2年に1度
前立腺がん検診	50歳以上（男性）	毎年度

③健康ウォーキング　令和5年度は中止します。

④契約保養所（宿泊）施設利用補助

ホテル、旅館等を宿泊利用する被保険者は、年度内1人2泊までを限度に、1泊につき4,000円を補助します。ホテル、旅館等はJTB窓口に出向いての予約のほか、インターネット（たびゲーター）で予約することもできます。
※詳しい手続き方法等は、組合ホームページでご確認ください。

⑤医療費通知、後発医薬品利用差額通知等

従来通り実施します。
医療費通知は確定申告にも使用できる内容であり、再発行できませんので、必要な方は確実に保存してください。

5 組合会、理事会等

組合会は、令和4年度決算等を審議する組合会を7月に、令和6年度予算等を審議する組合会を来年3月に開催します。理事会は年6回程度、会計理事会を年4回程度、監事会を年1回以上開催します。

参考 保険料の収支

当組合の保険料は、職種等の区分による均一賦課となっています。その内訳は、医療分と後期高齢者支援金分及び介護保険納付金分となっています。法律により被保険者数に占める前期高齢者の割合が全国平均よりも低いときは、保険者（組合）は前期高齢者納付金を拠出しなければならないので、これを医療分から支出しています。

後期高齢者支援金分は後期高齢者支援金拠出金に充て、介護保険納付金分は介護保険第2号被保険者に該当する方にだけ賦課して、介護納付金として納めています。それぞれの収支は、下表のようになっています。

❶ 保険料（医療分）の収支（被保険者1人当たりの年額）

（単位：円）

区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度決算額	平成31年度決算額	令和2年度決算額	令和3年度決算額
被保険者数（年度平均）		6,931人	6,844人	6,522人	6,192人	5,823人	5,587人
歳入	保険料（医療分）	173,742	174,411	204,314	204,498	204,931	205,781
	国庫補助金（療養給付分）	39,361	40,183	35,477	35,206	29,287	29,484
歳出	保険給付費（療養諸費+高額療養費）	162,431	169,573	168,237	172,581	173,650	185,473
	前期高齢者納付金	23,667	24,809	26,415	32,654	32,266	31,285
歳入歳出差引額		27,006	20,212	45,139	34,469	28,302	18,507

※保険料は、被保険者から徴収した医療分であり、後期高齢者組合員の保険料を含まない。　※保険給付費は、出産育児一時金等その他の給付を含まない療養諸費と高額療養費の合計額である。　※前期高齢者納付金は、特定歳入がないため医療分から納付する。　※国庫補助金は、療養給付分であり、税番号制度等の臨時的な国庫補助金を除く。　※被保険者1人当たりの額は、決算額を被保険者数（年度平均）で除した年額である。　※端数処理の関係で歳入歳出差引額が一致しない場合がある。

❷ 保険料（後期高齢者支援金分）の収支（被保険者1人当たりの年額）

（単位：円）

区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度決算額	平成31年度決算額	令和2年度決算額	令和3年度決算額
被保険者数（年度平均）		6,931人	6,844人	6,522人	6,192人	5,823人	5,587人
歳入	保険料（後期支援分）	40,608	40,585	41,895	41,737	41,691	41,856
歳入	国庫補助金（後期支援分）	9,820	11,986	13,953	17,902	21,804	17,640
歳出	後期高齢者支援金	52,440	53,614	56,757	64,113	64,496	62,178
歳入歳出差引額		△2,012	△1,042	△909	△4,475	△1,001	△2,682

※保険料は、被保険者から徴収した後期高齢者支援金分である。　※国庫補助金は、後期高齢者支援金分である。　※被保険者1人当たりの額は、決算額を被保険者数（年度平均）で除した年額である。　※端数処理の関係で歳入歳出差引額が一致しない場合がある。

❸ 保険料（介護保険納付金分）の収支（被保険者1人当たりの年額）

（単位：円）

区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度決算額	平成31年度決算額	令和2年度決算額	令和3年度決算額
介護保険第2号被保険者数（年度平均）		3,149人	3,141人	3,024人	2,911人	2,750人	2,660人
歳入	保険料（介護保険分）	47,850	47,753	57,526	57,325	57,161	57,367
歳入	国庫補助金（介護分）	14,356	13,129	15,248	20,709	17,026	16,643
歳出	介護納付金	61,579	65,150	67,324	75,067	76,670	75,368
歳入歳出差引額		627	△4,268	5,451	2,967	△2,482	△1,357

※保険料は、介護保険第2号被保険者から徴収した介護保険料分である。　※国庫補助金は、介護保険分である。　※被保険者1人当たりの額は、決算額を被保険者数（年度平均）で除した年額である。　※端数処理の関係で歳入歳出差引額が一致しない場合がある。

参考 ジェネリック医薬品使用割合の推移（厚生労働省公表数値）

厚労省は、ジェネリック医薬品の使用割合の目標を80%に設定し、保険者別の使用割合を年2回公表しています。これをまとめると下表のようになり、当組合では、使用割合が上昇傾向にはあるものの、目標値には達していません。ジェネリック医薬品の使用割合向上は、保険者（組合）の財政負担軽減につながります。

ぜひ、ご協力ください。

保険者名	平成31年3月診療分	令和元年9月診療分	令和2年3月診療分	令和2年9月診療分	令和3年3月診療分	令和3年9月診療分	令和4年3月診療分
東京都薬剤師国民健康保険組合	**72.8%**	**72.3%**	**75.4%**	**73.1%**	**75.2%**	**75.9%**	**76.1%**
薬剤師国保平均	**75.2%**	**74.5%**	**78.3%**	**77.9%**	**78.1%**	**78.2%**	**78.8%**
全国の国保組合平均	69.4%	69.7%	72.2%	72.9%	73.9%	74.0%	74.4%
協会けんぽ（東京都支部）	74.6%	75.2%	77.5%	78.0%	79.1%	79.1%	79.1%
〈参考〉全国の健保組合平均	75.5%	75.9%	78.3%	78.7%	80.0%	79.8%	80.0%
〈参考〉全国の市町村国保平均	76.3%	76.5%	78.5%	79.8%	80.8%	80.6%	80.6%

社会保険適用除外の手続きについて

我が国の国民皆保険制度においては、生活保護受給者等を除き、誰もが公的医療保険に加入しなければならないことになっています。

国民健康保険組合は、基本的には自営業者で組織する保険者という位置付けですが、多くの法人事業所が加入しています。これは、法人事業所（人数に関わりなく）や個人事業所（常勤の従業員が5人以上）は社会保険（厚生年金保険と健康保険）に強制加入となっていますが、適用除外の申請をして認められた場合は国民健康保険組合に残ることができるという例外的取扱いの制度設計になっているからです。

※薬局を新規開設する場合に、最初に法人薬局を設立すると国保組合に加入できない制度なので、事業主が国保組合加入後に法人事業所を設立する必要があります。

適用除外の申請は、14日以内（厚生年金は5日以内）に管轄の年金事務所に行う必要があります。この期間を過ぎてしまうと認められない場合がありますのでご注意ください。

厚生年金の手続きと健康保険の手続きは別物です。厚生年金の資格取得届は申請期限が短いため、先に年金事務所へ届け出ることが可能です。その際には、届出用紙の上部余白に**「健康保険被保険者適用除外承認申請書は別途提出予定」**と記載してください。

●組合加入、脱退、変更等の手続きに必要な書類、様式は組合ホームページに掲載していますのでご利用ください。

●国保組合加入と適用除外の流れ

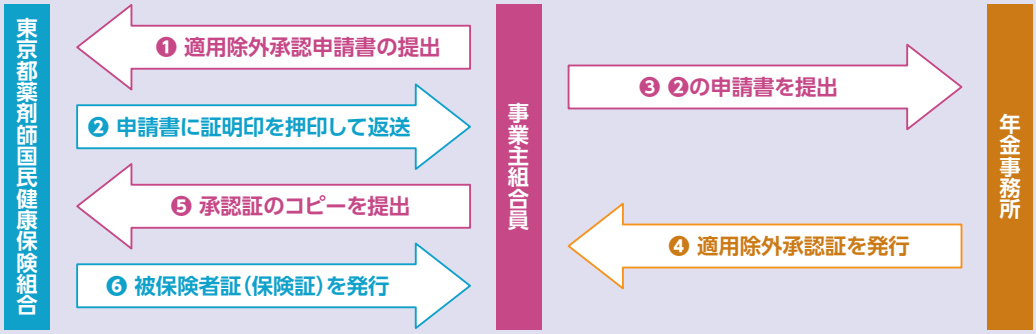

新型コロナウイルス感染症に係る❶傷病手当金の支給、❷保険料減免の終了について

新型コロナウイルス感染症（感染が疑われる発熱等の症状を含む）の療養のため労務に服することができない方について傷病手当金の支給対象としてきましたが、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類から5類に変更されることに伴い、令和5年5月7日までに感染した方までで、傷病手当金の支給を終了します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した組合員の保険料を減免してきましたが、令和4年度分保険料までで、この措置を終了します。

令和2～4年度までの実績（令和5年3月末現在決定済分）

区　分	件数	決定金額
傷病手当金の支給	94件	4,618,341円
保険料の減免	22件	6,263,400円

出産育児一時金の額が変更になりました

健康保険法等の一部改正等により、令和5年4月1日以降の出産に対する「出産育児一時金」の支給額が48万8千円に引き上げになりました。なお、産科医療補償制度の対象となる場合は1万2千円が加算になり、50万円となります。

人間ドック補助について

令和5年度から、満40歳以上の被保険者を5歳刻みで「節目健診」の対象者として、人間ドック補助を開始します。これに伴い、従来の75歳以上の組合員を対象とする人間ドック利用補助事業は廃止します。

人間ドックには様々な呼称があり、その施設によって受けることができる健診内容も異なります。また、健診結果説明やその後の保健指導の進め方も施設によって様々です。

当組合が実施するこの人間ドック補助は、被保険者の健康管理の向上により将来的な医療費の削減を目指すと同時に、特定健診とがん検診の両方の受診率向上を目指して開始するものです。

したがって、人間ドック（がん検診を含む）の健診を受けても、**特定健診の必須項目を満たしているか否かによって補助金額が異なります**のでご注意ください。

特定健診の必須項目をカバーできる人間ドックを受けていただけますよう、お願いします。

また、補助申請には、人間ドックの健診部分とがん検診部分の内容とその料金の内訳明細が必要になりますのでご注意ください。

【基本的な考え方】

1対 象 者　4月1日現在の被保険者（本人及び家族）で、40歳以上70歳までを5歳刻みとして、年度内にその年齢になる方。

40歳（昭和58年4月1日～昭和59年3月31日生まれ）　45歳（昭和53年4月1日～昭和54年3月31日生まれ）
50歳（昭和48年4月1日～昭和49年3月31日生まれ）　55歳（昭和43年4月1日～昭和44年3月31日生まれ）
60歳（昭和38年4月1日～昭和39年3月31日生まれ）　65歳（昭和33年4月1日～昭和34年3月31日生まれ）
70歳（昭和28年4月1日～昭和29年3月31日生まれ）　※対象者には個別に通知します。

2健診機関　対象者が任意に健診機関を決めてください。

3受診期間　令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間

4補助要件　人間ドック（がん検診を含む）の健診内容が特定健診の必須項目を満たしている場合は2万円を上限に、満たしていない場合は1万円を上限に補助します（自己負担額が上限額に達していない場合は、自己負担額まで補助します）。また、がん検診は、次の種類と検査方法であることが必要です。

※国庫補助金の対象とするためにこのような制約が必要ですので、ご理解ください。

特定健診の必須項目

① 既往歴（服薬歴、喫煙習慣を含む）
② 自他覚症状（理学的所見）
③ 身長・体重・腹囲・BMI
④ 血圧
⑤ 肝機能（AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP））
⑥ 脂質（トリグリセライド、HDLコレステロール、LDLコレステロールまたはNon-HDLコレステロール）
⑦ 血糖（空腹時血糖またはHbA1c）
⑧ 尿糖・尿たんぱく

補助対象とするがん検診の種類と検査方法

がん検診の種類	検査方法
胃がん1	胃内視鏡検査
胃がん2	胃部エックス線検査
子宮頸がん	視診、子宮頸部の細胞診及び内診
肺がん1	胸部エックス線検査
肺がん2	胸部エックス線検査及び喀痰細胞診
乳がん	「乳房エックス線検査」もしくは「視触診及び乳房エックス線検査」
大腸がん	便潜血検査

5そ の 他　①特定健診や事業者健診（会社の定期健康診断）を受診する、あるいは郵送による簡易がん検診で同じ項目を受診すると、組合が二重に経費を負担することになりますので、避けてください。
②この人間ドック補助は、このような形で開始しますが、実施状況等を確認しながら、対象者の拡大等を引き続き検討していきます。

※詳しくは、組合ホームページをご覧ください。

簡易がん検診（郵送）の実施について

6月初旬に、各組合員あてにご案内を発送します。受診料は組合が全額負担します。また、子宮頸がんはHPV（自己採取）方式による検診です。昨年度の検診では、前立腺がん、子宮頸がんではがんは発見されませんでしたが、大腸がん検診でがんが2名発見されています。

申込みをしても受診しない方が多くいます。お申込みいただいた時点で検体容器送料等の費用負担が発生していますので、お申込みした検診は、ぜひ受けてください。

郵送がん検診の種類と対象者

種 別	被保険者の対象年齢等	受診可能頻度
大腸がん検診	20歳以上	毎年度
子宮頸がん検診	20歳以上（女性）	2年に1度
前立腺がん検診	50歳以上（男性）	毎年度

特定健診・特定保健指導の実施、事業者健診結果データ提供のお願い

特定健診は、40～74歳の方が対象で、メタボリックシンドロームに着目して、これらの病気のリスクの有無を検査し、リスクがある方については生活習慣をより望ましいものに変えていただくための特定保健指導が必要な方を抽出することを目的とした健康診査であり、病気の発見を目的とする通常の健康診断とは異なります。
※定期健康診断は、事業者が労働者に対して1年に1回以上実施することが義務づけられています。

健康診断の種類　事業者に実施が義務づけられている健康診断には、以下のものがあります。

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
一般健康診断	雇入時の健康診断（安衛則第43条）	常時使用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断（安衛則第44条）	常時使用する労働者（次項の特定業務従事者を除く）	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断（安衛則第45条）	労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する労働者	左記業務への配置替えの際、6月以内ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断（安衛則第45条の2）	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
	給食従業員の検便（安衛則第47条）	事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

①特　定　健　診：令和5年4月1日現在、当組合の被保険者であって、かつ年度内の年齢が満40歳以上75歳未満の方（年度内に満75歳になる方は、誕生日までに受診してください）が対象です。
受診券をお送りしますので、保険証と一緒に提出してください。

②特定保健指導：特定健診の結果、特定保健指導の基準に該当する方に個別にお知らせしています。（当組合が特定健診の結果報告を受け、その判定結果が出た後に速やかに要特定保健指導の方に個別通知しています）
- 服薬中の方は、特定保健指導の対象とはなりません。
- 65歳以上の方は、「積極的支援」の判定であっても「動機付け支援」の対象となります。

●事業者健診の結果データをご提供ください

事業者健診は、事業主が従業員に対して行う定期の健康診断であり、特定健診とは目的が別ですが、健診項目はほとんど一致しています。特定健診は、医療費の増大防止とともに国民の生活習慣病予防を目指して、国は実施率70%を目標として設定し、国保組合や健保組合など全ての保険者にその達成努力を求めています。ちなみに、当組合の実施率はおおむね32%程度で推移しており、目標値には程遠いのが現状です。特定健診実施率の算出に当たっては、事業者健診の結果データであっても特定健診の健診項目を満たすものを組合（保険者）がその内容を確認した場合は、算出の基礎に加えることができるとされています。このため、当組合（保険者）では、事業者健診の結果データをご提供いただき、少しでも実施率を向上させるべく、取り組んでいます。このような趣旨をご理解いただき、令和5年度の事業者健診結果データの提供にご協力いただけますよう、お願いいたします。

国保温泉センターの割引利用券を配布します

被保険者の健康の保持・増進を図ることを目的に「契約温泉施設（国保温泉センター）」利用料の一部助成事業を以下のとおり実施しています。

●利用方法

割引利用券に助成を受ける全ての方の国保組合名と保険証の記号を記載し、保険証と利用者負担金を添えて契約施設の窓口に提示してください。なお、割引利用券は、1枚につき3名まで利用可能です。

●割引利用券の入手方法

ご希望の方は、都薬国保事務所（電話 03−3874−7411）までご連絡ください。割引利用券をお送りします。

●年末年始・メンテナンス等による休館日や営業時間の変更等がありますので、ご利用前に施設のホームページまたは直接施設に電話してご確認ください。

契約温泉施設（国保温泉センター）一覧表

令和5年4月1日～令和6年3月31日

施設名	檜原温泉センター「数馬の湯」	奥多摩温泉「もえぎの湯」	秋川渓谷「瀬音の湯」	生涯青春の湯「つるつる温泉」
場所	**[檜原村]** 東京都西多摩郡 檜原村2430番地	**[奥多摩町]** 東京都西多摩郡 奥多摩町氷川119番1	**[あきる野市]** 東京都 あきる野市乙津565番地	**[日の出町]** 東京都西多摩郡 日の出町大久野4718番地
電話番号	042-598-6789	0428-82-7770	042-595-2614	042-597-1126
営業時間	10時～19時 (受付は営業終了1時間前まで)	〔4月～11月〕10時～20時 〔12月～3月〕10時～19時 (受付は営業終了1時間前まで)	10時～22時 (受付は営業終了1時間前まで)	10時～20時 (受付は営業終了1時間前まで)
休館日	毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)	毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)	毎週火曜日 (繁忙期は変更有)	第3火曜日 (祝日の場合は翌日)
利用料金	終日(入館料金より) 中学生以上　250円割引 小　学　生　200円割引 未 就 学 児　　無料	3時間(入館料金より) 中学生以上　250円割引 小　学　生　200円割引 未 就 学 児　　無料	3時間(入館料金より) 中学生以上　200円割引 小　学　生　200円割引 未 就 学 児　　無料	3時間(入館料金より) 中学生以上　200円割引 小　学　生　200円割引 未 就 学 児　　無料
超過料金	なし	あり(1時間毎)	あり(1時間毎)	あり(1時間毎)
交通	JR五日市線：武蔵五日市駅から • バス60分 「数馬」行き、「温泉センター」下車 • タクシー45分 車：中央自動車道「八王子IC」から60分、中央自動車道「上野原IC」から50分、圏央道「日の出IC」又は「あきる野IC」から50分 ※駐車場(72台)	JR青梅線：奥多摩駅から徒歩10分 車：圏央道「青梅IC」から55分 ※駐車場(40台)	JR五日市線：武蔵五日市駅からバス17分「瀬音の湯経由上養沢」行き、「瀬音の湯」下車 車：圏央道「あきる野IC」から30分 ※駐車場(135台)	JR五日市線：武蔵五日市駅からバス20分「つるつる温泉」行き、終点 車：圏央道「日の出IC」から25分、中央自動車道「八王子IC」から40分 ※駐車場(150台)
施設内容	【浴場】圧注浴、高温浴、ジャグジー、水風呂、サウナ、露天風呂 【その他】大広間、食堂、売店(郷土物産を販売)	【浴場】内風呂、露天風呂 【その他】大広間、食堂、売店(郷土物産を販売)	【浴場】内湯、露天風呂、貸切風呂、サウナ、足湯 【その他】リラクゼーションルーム、レストラン、カフェ、コテージ、休憩室、物産販売所	【浴場】大浴場(洋風・和風)、露天風呂(露天ひのき風呂・露天岩風呂) 【その他】大広間、ロビー、食堂、リラックスルーム、スパサロン、授乳室、個室(10畳3室)、多目的コーナー、売店
収容人員	160人	140人	140人	400人
泉質	アルカリ性単純温泉	メタほう酸、ふっ素	アルカリ性単純硫黄温泉	アルカリ性単純温泉
効能	神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進	神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進	神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進	神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進

上記は、令和5年4月1日時点の施設情報です。

年末年始・メンテナンス等により休館日や営業時間等に変更が生じる場合がございます。
入館料金や施設の詳細等、ご利用の際は施設のホームページ等をご確認ください。

発行　令和5年5月　東京都薬剤師国民健康保険組合　〒110-0013 東京都台東区入谷1-6-6-207　電話（代）03-3874-7411　FAX 03-3874-9014